

指定居宅介護支援事業等の基準に関する条例制定について

介護保険課
平成26年2月24日

1 趣旨

- 平成25年6月14日公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(平成25年法律第44号)(第3次地方分権一括法)において、介護保険法の一部が改正され、指定居宅介護支援事業等の指定基準は、都道府県条例に委任されることとされました。
- このため、県では、国の基準省令を踏まえ、指定居宅介護支援事業の指定基準を条例及び規則として定め、平成26年4月1日から施行を目指しています。

2 第3次地方分権一括法の概要

基準名称	根拠	条例の委任先
指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準	介護保険法第81条	県、指定都市、中核市の条例に委任
指定介護予防支援等の事業の人員及び運営に関する基準	介護保険法第115条の24	市町が条例に委任
地域包括支援センターの包括的支援業務を実施するために必要なものに関する基準	介護保険法第115条の46	市町の条例に委任
介護保険審査会合議体委員の定数	介護保険法第189条	県の条例に委任

3 県条例策定の手順

- 厚生労働省の基準省令を、条例及び規則に分類するとともに、基準の見直しを行いました。

区分	概要
条例	①利用者の人権、身体、財産に影響を与えるもの、②施設・事業の指定又は更新の要件、③指定取消し等の要件となる基準
規則	条例の対象となる基準以外の基準(条例で規則に委任)

- 「基準の見直し」については、人員基準等厚生労働省令の基準に従うべきものと定められている基準を除き、当事者、事業者、指導監督を実施する者などの視点から検討を行いました。
- 関係団体、市町及び社会福祉審議会に意見を求めた後、パブリックコメントを経て条例案を作成し、県議会の議決により条例を制定します。

4 条例の概要

- 国の基準省令の内容と同様ですが、条番号の整理や、あいまいな表現の修正などの法制執行上の整理及び修正を行っています。

※ 条例及び規則の全文は、3月下旬頃に県のホームページに掲載の予定です。

： [県トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [介護保険課](#) > 広島県条例について

5 その他

- 条例及び規則の施行に合わせ、解釈通知も施行の予定です。

指定居宅介護支援事業等の人員及び運営に関する基準の留意点について

26.2.24 介護保険課

指定居宅介護支援事業等の人員及び運営に関する基準(平成 26 年 4 月 1 日施行予定)については、次の 3 点についてご留意ください。

1 人員基準

国(省令) 第 2 条第 2 項	県(条例) 第 5 条第 2 項(案)
前項に規定する員数の 基準 は、利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一とする。	法第八十一条第一項の条例で定める員数は、一以上とし、利用者の数が三十五を超えたときは、一に利用者の数が三十五又はその端数を増すごとに一を加えて得た数を 標準 とする。

《解説》

利用者 35 人または端数を増すごとに増員することが望ましいものと解釈するため、省令では「基準」とされていますが、県条例案では「標準」としています。

2 運営基準

国(省令) 第 13 条第 9 号	県(条例) 第 13 条第 10 項(案)
介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、 利用者及びその家族の参加を基本としつつ 、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有するとともに、当該居宅サービス計画の原案の内容について、担当者から、専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めることができるものとする。	介護支援専門員は、サービス担当者会議（介護支援専門員が居宅サービス計画の作成のために、 利用者及びその家族の参加を基本とし 、居宅サービス計画の原案に位置付けた指定居宅サービス等の担当者（以下この条において「担当者」という。）を召集して行う会議をいう。以下同じ。）を開催し、利用者の状況等に関する情報を担当者と共有し、及び当該担当者から、当該居宅サービス計画の原案の内容に対する専門的な見地からの意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合においては、サービス担当者会議を開催せず、担当者に対する照会等により当該意見を求めることで足りるものとする。

《解説》

サービス担当者会議の定義に「利用者及びその家族の参加を基本とし」を追加します。

なお、利用者やその家族の参加が望ましくない場合(家庭内暴力等)には、必ずしも参加を求めるものではありません。その場合には、参加が望ましくない理由が分かるように記録をしておいてください。

3 記録の整備

国(省令) 第 29 条第 2 項	県(規則) 第 条第 2 項(案)
指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。 一 第十三条第十二号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記載した居宅介護支援台帳	指定居宅介護支援事業者は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、当該各号に定める日から二年間保存しなければならない。 一 第十三条第 号に規定する指定居宅サービス事業者等との連絡調整に関する記録 <u>当該記録に係る対応を終了した日</u> 二 個々の利用者ごとに次に掲げる事項を記

<p>イ 居宅サービス計画</p> <p>ロ 第十三条第七号に規定するアセスメントの結果の記録</p> <p>ハ 第十三条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録</p> <p>ニ 第十三条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録</p> <p>三 第十六条に規定する市町村への通知に係る記録</p> <p>四 第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録</p> <p>五 第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録</p>	<p>載した居宅介護支援台帳</p> <p>イ 居宅サービス計画 <u>当該居宅サービス計画の終了日</u></p> <p>ロ 第十三条第七号に規定するアセスメントの結果の記録 <u>当該記録に係る居宅サービス計画の終了日</u></p> <p>ハ 第十三条第九号に規定するサービス担当者会議等の記録 <u>当該記録に係る居宅サービス計画の終了日</u></p> <p>ニ 第十三条第十三号に規定するモニタリングの結果の記録 <u>当該記録に係る居宅サービス計画の終了日</u></p> <p>三 第十六条に規定する市町村への通知に係る記録 <u>当該記録に係る対応を終了した日</u></p> <p>四 第二十六条第二項に規定する苦情の内容等の記録 <u>当該記録に係る対応を終了した日</u></p> <p>五 第二十七条第二項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 <u>当該記録に係る対応を終了した日</u></p>
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

《解説》

施設サービス, 居宅サービス, 介護予防サービスと同様に, 「その完結の日」を具体的に定義します。